（註 川田浅太郎ハ館主側ナルモ館ト実際上関係ナキヲ以テ調停者トシテ記名スル）

誓約書

私事今後蒲田町方面ニ住居シ真面目ニ精励スルト旨ノ誓約候也猶
従来ヨリ一層努力精励スル事
但シ引越期間ハ昭和七年十二月迄ニ運営スル事ヲ
誓約候也

昭和七年四月十六日

鈴木昇

代田朝義殿

常務理事
労働課長
事務官

7. 4. 22
3782

勞秘第一一六二號
昭和七年四月二十日

警視總監 大野緑一郎

内務大臣 鈴木喜三郎殿
社會局長官殿

活動寫眞（扇橋館 五ノ橋雷光館 大島松竹館）争議発生ニ関スル件

發生 四、十七 解決
使用労働者 三館計 五十
争議参加者 〃 三十
関係労働組合 関東映画従業員組合

要旨

(1) 事業主側ニ於ケル発声映画機購入ニヨリ従業員ノ不安ヲ除クベク三館従業員共同ニテ要求書ヲ提出シ（十五日）之レガ回答ヲ求ムル処アリタルガ館主側ヨリ誠意アル回答ヲ与ヘザル為メ十七日ヨリ罷業ヲ決行ス
(2) 館主側ニ於テハ三館共同斗争ヲ避クベク対策中

標記争議発生セルヲ状況左記ノ通リ

一 争議発生ノ場所 深川区扇橋町三二番地